

嘉靖六年年末の内殿儀礼改定

——中国明代における専制君主と政策決定の正当性——

岩 本 真利絵

【要約】 中国近世の政治制度は専制といわれるが、その制度の頂点に立つ皇帝がどのような思考で専制を行ったのかは解明されていない。本稿では、中国近世の専制君主の典型である明の世宗（嘉靖帝）をとりあげ、嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の経緯とその後世宗が著した『忌祭或問』を手掛かりに、世宗の政策決定の正当性に関する思考を検討した。世宗は儀礼改定にあたってはまず内閣への諮問を行い、また関係官僚の会議にかけて議論を行わせる意向を示し、自らの独断という形式による改定を忌避した。また、儀礼改定に対して宦官が異議を唱えた際には『忌祭或問』を著して、『書』の「詢謀僉同」（諮問したところみな同意する）の理念を提唱し、儀礼改定の手続きの正当性を強調した。世宗は自らに呈される異議を防ぐため、政策決定の正当性の象徴ともいえるべき「詢謀僉同」を実行し、このようにすれば自らの意志が「私」ではなく「公」であることを証明できると考えていたのである。

史林 九九卷三号 二〇一六年五月

はじめに

中国近世の政治は「専制」といわれ、時として現代中国の政治についても「専制」と揶揄される。中国の「専制」という政治体制については、モンテスキューやケネーなど十八世紀フランスの啓蒙思想家の議論以来、多くの学者が検討してきたが、その「専制」体制の頂点に立つ皇帝の思考そのものは注目を浴びることが少なかった。また、当該時代の歴史研

究の中では、時として皇帝の「恣意」が描かれてきたが、「恣意」の背景にある皇帝の思考の論理については看過されてきた感がある。皇帝はどのような論理を持って「専制」を行い、あるいは「恣意」をふるっていったのか。また、その論理を生み出した要因とは何か。そして、皇帝のその論理は実際の政治にどのように影響したのか。以上の問題をすべて明らかにしてこそ、中国の政治に押された「専制」という烙印の意味するところを正確に把握することが可能となる。

上記の問題を意識しながら中国近世の政治舞台を見渡した時、明の世宗（在位…一五二一―一五六六）が鍵を握る人物として浮かび上がる。世宗は政治権力を掌握することに固執し続けた皇帝である。嘉靖年間の政治史を緻密な筆致で描き出した城地（二〇二二）によれば、世宗は死の間際まで政治に関与し、その現実を踏まえない原理主義的な姿勢がたびたび実際の政治の現場を混乱に陥れていたという。このように世宗は中国近世における「専制君主」の一つの典型であり、世宗の思考の論理やその背景を分析することは中国近世における「専制」の理解につながる。近年、嘉靖年間の政治史の研究は活況を呈しており、世宗に関する言及も増えている。上述の城地氏のほかに代表的な研究を挙げれば、小島（一九九二）は世宗が自らの皇帝位の正統性を確認するために礼制改革を行ったとし、その姿勢を原理主義と評した。黄進興（一九九四）は嘉靖九年の孔廟改制をとりあげ、世宗が士大夫を抑圧するためにこの改革を行ったと見做した。大石（二〇〇二）、（二〇〇三）、（二〇〇五）は主体的に政治を行おうとする青年君主として世宗を好意的に描いた。尤淑君（二〇〇六）は世宗が官僚を弾圧して自らの皇帝としての權威を確立し独裁体制をつくりあげる過程を詳論した。先行研究からは世宗が政治の主導権を握る「専制君主」たらんことに心血を注いでいたことが窺える。しかし、先行研究では世宗の思考や言動は「原理主義」や「独裁」などの言葉の檻に閉じ込められてしまったかのようにも見え、世宗の思考の論理を今一度史料に即して解きほぐし、歴史的背景の中に位置づける必要がある。

本稿では世宗の思考の論理やその背景の一端を探るため、政策決定の正当性に関する世宗の思考を課題として設定したい。筆者が問題解決の糸口として注目するのが「詢謀僉同」という理念である。「詢謀僉同」という言葉は、『書』大禹謨

「朕志先定、詢謀僉同、鬼神其依、龜筮協從（朕の志はまず定まっています、諮問したところみな同意しているし、鬼神も賛意をあらわしているし、占いも同調している）」に由来する。この理念が政策決定の正当性を担保する原理であることを見出したのが城地孝氏である。城地（二〇一二）によれば、明代の廷議（廷臣會議）^④の意見集約のあり方には「異論が提起されない」ということを決定的な要件とみなす（三五四頁）。「異論なき状態をもって決定にふみきるといふ意見集約・意思決定のあり方こそあるべきすがた」（三七九頁）との認識が存在していた。そこでしばしば廷議において「詢謀僉同」の理念が提唱され、この理念は「ただひとつの選択肢しか存在しない状態に至らしめることで、……決定の妥当さを確保するという原理」（三五六頁）が廷議をささえていることをあらわしていたという。しかし、城地氏の議論は谷井（二〇一四）の批判を受けることになった。谷井氏は「そもそも、多数の意見を集約する上で、「異論が提起されない」ことが決定的な意味をもつのは当たり前である。……逆に言えば、「僉同じ」でもなければ確実に正当とみなされないほど、決定方法についての原則が不在であつたと見るべきではないのか」（二〇五頁）と述べ、「詢謀僉同」の理念が明代の廷議の意見集約で果たした役割には否定的である。このように「詢謀僉同」を政策決定の原理とみる城地氏と政策決定における原則の存在自体に疑問を投げかける谷井氏との間には意見の相違が見られるが、「僉同」を政策決定の正当性の表象ととらえることは両者ともに共通しているといえる。

実は世宗はこの「詢謀僉同」の理念をそのまま持ち出すことがあった。たとえば、嘉靖七年（一五二八）に世宗は『忌祭或問』を著し、その中で「詢謀僉同」の理念を引用している。また、嘉靖九年（一五三〇）に世宗は天地分祀を行うために勅諭をくだして群臣に意見を上奏するよう命じたが、その勅諭を自ら「大祀詢謀勅」と呼んでいた^⑤。さらに、嘉靖十七年（一五三八）に世宗は明堂で実の父を上帝に配して祀ることを命じたが、その時の詔には「乃稽循嚴考配帝之経議在廷、百官会定、至於三再、師錫之義、僉謂之同（父を上帝に配して祀る議論を朝廷で行い、百官が会して取り決めること再三に及び、皆口を揃えて同意した）」とある。嘉靖十七年の詔文は廷議を受けての表現であるが、嘉靖七年の『忌祭或問』や嘉靖九年

の「大祀詢謀勅」は廷議に関係するとは必ずしも言えない。^⑨つまり「詢謀僉同」という言葉は明代の政治において、城地氏や谷井氏が議論の前提とした廷議あるいは官僚機構の意見集約という場をこえて使用されるものであり、むしろ政策決定の正当性の象徴という側面を重視するべきである。そうであるとすれば、世宗が「詢謀僉同」の理念を唱えるとき、そこにはいったいどんな意味が込められているのか。

上記の世宗御製の『忌祭或問』ならびに執筆の動機となった嘉靖六年（一五二七）年末の内殿儀礼改定については、一見瑣末な事象に見えるためか、これまで注目されることがないようである。しかし、「専制君主」世宗の標榜する「詢謀僉同」の論理や背景を理解するために適した素材である。そこで本稿では嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の経緯と『忌祭或問』を考察の対象とし、世宗の政策決定の正当性に関する思考を明らかにする。

① 十八世紀の啓蒙思想家の中国の「専制」をめぐる議論については、大野（二〇一一）参照。

② 中国近世の「専制」の学説整理とその実際の運用については岸本（二〇〇二）参照。

③ たとえば夫馬（二〇一五）は明代の永楽・嘉靖年間、清代の乾隆年間④に發議されたベトナム遠征を皇帝の恣意によるものとする。

④ 明代の廷議については城地（二〇一一）のほか、曹國慶（一九八九）、張治安（一九九二）、林乾（一九九二）、王興亜（一九九九）らが研究している。なお、明代中期以降の廷議には皇帝は臨御せず、御前会議形式ではない。

⑤ 嘉靖九年の天地分祀については張璉（二〇〇五）、尤淑君（二〇〇六）、趙克生（二〇〇六）、胡吉勛（二〇〇七）参照。

⑥ 張璉『論對錄』卷一四 嘉靖九年二月初八日。なお、張璉は嘉靖十一年に張孚敬の名を賜るが、本稿の主な舞台は嘉靖六年年末であるため、本稿では張璉という呼称に統一する。

⑦ 嘉靖十七年の明堂配享については尤淑君（二〇〇六）、趙克生（二〇〇六）、胡吉勛（二〇〇七）参照。

⑧ 『勅議或問』『配享詔』。なお、この詔の文章は、少なくとも草稿は世宗の筆になる。夏言『桂洲文集』（万曆三年序刊本）卷三二 嘉靖十七年九月十九日『臣夏言等謹題、今日伏蒙發下御製詔草、臣等恭誌再四、仰惟聖學精深、文辭高古、真帝王之典謨訓誥也。下視臣等擬撰豈直霄壤哉。臣等不勝欽仰之至。』

⑨ 嘉靖九年の「大祀詢謀勅」については、勅文を下した後に礼部尚書李時の要請で廷議が開かれることになった（『世宗實錄』卷一一〇 嘉靖九年二月乙亥）。しかし、「大祀詢謀勅」そのものは官僚の上奏を広く集めることを目的としていた。『世宗實錄』卷一一〇 嘉靖九年二月癸酉「一、大小官員都着依限具奏、不許隱默。三品以上并六科・十三道・翰林院・左右春坊・勳戚武臣都着自疏、其余俱依衙門為限、連名具疏。爾部裏集議以聞。」

一 内殿の成立と儀礼

(一) 内殿の概略

嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の経緯を述べる前に、内殿の性格やその沿革、そしてそこで行われていた儀礼について簡単に説明しておく必要がある。内殿とは、紫禁城の宮中内、皇帝の住まいである乾清宮の東に位置し、明朝の歴代皇帝・皇后の神位を祀る宮殿の総称である。洪武三年（一三七〇）十二月、太祖（在位…一三六八～一三九八）は紫禁城の外にある太廟で行う季節ごとの祭祀だけでは亡き先祖への思いが尽くせないと感じ、乾清宮附近に先祖の神位を祀る奉先殿の建設を命じた。^② 永楽年間（一四〇三～一四二四）以降、都が北京に移されると、奉先殿も南京の制にならって北京の宮城内に建設された。^③ その後、弘治年間（一四八八～一五〇五）に入ると、奉先殿の西に新たに奉慈殿という内殿が建造される。これは皇后ではなかった孝宗（在位…一四八七～一五〇五）の生母の神位を祀るためである。以後、奉慈殿には弘治十八年（一五〇五）に憲宗の生母、嘉靖二年（一五三三）に世宗の祖母の神位も祀られることになった。嘉靖六年時点では奉慈殿には三体の神位が祀られていたことになる。^④ さらに嘉靖年間に新たに崇先殿という内殿も建造される（後述）。嘉靖六年年末時点では奉先殿、奉慈殿、崇先殿という三つの内殿が存在していたことになる。

内殿で行われる儀礼^⑤について、内殿の完成後に太祖は、毎日の朝と夕方の二回、皇帝と皇太子・親王たちが奉先殿を参拝し、また皇后は妃たちを率いてお供えをすることを定めた。『正徳大明会典』には「朝晩挨拶し、朔望に礼を行い、時節ごとにお供え物をし、忌辰に祭祀をする」^⑦、『万曆大明会典』には「朝晩焼香し、朔望に参拝し、時節ごとにお供え物をし、誕生日・忌辰に祭祀をする」^⑧とある。『正徳大明会典』と『万曆大明会典』の微妙な語句の異同は、本稿で述べる嘉靖六年年末の内殿儀礼改定を反映している。

太祖以後の明朝歴代皇帝が上記の儀礼の規定を実際に遵守していたかについては、太宗（在位…一四〇二～一四二四）は病をおしても毎日二回の奉先殿参拝を欠かさないと自らの勤勉ぶりを誇っている。^⑩ 英宗（在位…一四三五～一四四九、一四五七～一四六四）は重祚後、内閣大学士李賢を前にして自らの一日のスケジュールを振り返ったが、その中に毎朝の奉先殿参拝が組み込まれていた。^⑪ また、丘濬が孝宗に献上した『大学衍義補』にも毎朝の奉先殿参拝についての言及がある。^⑫ その孝宗の治世中、孝宗が弟に内殿参拝儀礼を代行させていたという話がある。後述する嘉靖六年の内殿儀礼改定の際の内閣大学士張璉の上奏には弘治年間に榮王が内殿参拝を代行していたという伝聞が記されている。^⑬ 榮王による参拝の代行は同時代史料の中では未確認であるが、次の正徳年間（一五〇六～一五二一）には政治問題に絡んで親王による内殿参拝の代行がしばしば言及されるようになる。

孝宗の子で放蕩者として有名な武宗（在位…一五〇五～一五二一）には子供がなかった。そこで官僚たちは地方に王として分封されている皇族を北京に來させ、後継候補として待遇することをさかんに主張した。^⑭ その際、皇族來京のメリットとして内殿参拝の代行がしばしば挙げられた。たとえば、正徳十一年（一五一六）に内閣首輔梁儲は、皇族の中から二三人を選抜し、彼らに早朝の内殿参拝を代行させてはどうかと上奏した。^⑮ さらに梁儲は翌年、皇族の中から適当な一人を選抜して、内殿で焼香をつかさどらせることを二度も請願したが、実行に移されることはなかった。^⑯

嘉靖年間以前の史料からは、少なくとも建前上、内殿は皇帝もしくは代理の親王が日常的に参拝すべきものとして、皇帝にも臣下にも認識されていたことが窺える。

（二） 大礼の議と崇先殿の成立

武宗は後継をたてないまま亡くなってしまった。そこで従弟の興王に白羽の矢が立った。これが世宗である。世宗の即位と共に、大礼の議^⑰と呼ばれる皇帝と官僚たちの対立が勃発した。内閣首輔楊廷和を筆頭に大多数の官僚たちは、世宗は

皇帝という地位に就いた以上、実際に皇帝位に就いていた血筋上の伯父の孝宗を父とし、孝宗の皇后を母とするべきであると主張した。一方、即位時十五歳の少年天子世宗は実の父母である興猷王夫妻を父母とすることを願っていた。

世宗の願望に理論的根拠を提供したのが、科挙に合格したばかりの張璉という人物だった。張璉は興猷王を父とすることの正当性を主張し、世宗の歎心と楊廷和らの不興を買った。張璉の上奏以後、霍韜・桂萼・席書・方猷夫ら数人の官僚が世宗の意志に同調する動きを見せた。少数ではあるが賛同者を得た世宗は、自己の願望の実現に向けて邁進する。嘉靖三年（一五二四）七月には事態を危惧した官僚たちが紫禁城の門前でデモを行った（左順門事件）が、世宗は参加者を逮捕するなど実力行使で反対を押しつけ、ついに同年九月に実の父母を父母、孝宗夫妻を伯父夫妻とする念願を叶えた。

この大礼の議の途中、新たな内殿として崇先殿の前身である觀徳殿が出現する。嘉靖三年五月、世宗は奉先殿の西室を觀徳殿とし、父の神主を安置する場所にすることを決めた。ただし、觀徳殿は場所こそ奉先殿のそばであるが、機能としては太廟のように神主を祀る廟であった。

大礼の議で勝利した世宗は、翌年さらに歴代皇帝を祀る太廟で父を祀ることを目論んだ。官僚たちは太廟で皇帝ではなかった人物を祀ることに難色を示し、大礼の議で世宗の側に立った張璉らさえ同意しなかった。結局は太廟のそばに別の建物を作り、そこを世廟と名付けて父の神主を祀るという妥協案で決着した。世廟完成が間近に迫った嘉靖五年（一五二六）七月、世宗は觀徳殿が奉慈殿の後ろにあつて出入りにくいという理由で、奉先殿の東側に移動させたいという意向を示した。内閣や礼部は反対したが、世宗は世廟が太廟の東北に位置することに対応させるためにも觀徳殿の東遷にこだわった。結局、世宗の意向に内閣が従い、觀徳殿の移築が決まった。移築完了直前の嘉靖六年二月、觀徳殿は崇先殿と改称された。崇先殿の名は奉先殿に対応させたものである。そして三月、崇先殿が完成し、世宗は父の神位を奉じた。内殿儀礼改定はこの年の年末に行われることになる。

① 「内殿」という語は時に文華殿など全く別の機能を持った宮殿を指

すこともある。なお、于平・王柏中（二〇〇四）は「内廟」という呼

称を使用しているが、管見の及ぶ限り、明代においては一般的な呼称ではない。

- ② 『太祖実録』巻五九 洪武三年十二月甲子。
- ③ 『万曆』大明会典』巻八九「奉先殿」。
- ④ 『(正徳)大明会典』巻八一「奉慈殿」、『万曆』大明会典』巻八九「奉慈殿」、楊新成(二〇一一)参照。
- ⑤ 内殿では冠婚葬祭などの際にも儀礼が行われるが、本稿では、毎日または決まった日に内殿で行う比較的小規模のルーティーンワークとしての儀礼を内殿儀礼として言及する。
- ⑥ 『太祖実録』巻六一 洪武四年二月己巳。
- ⑦ 『(正徳)大明会典』巻八一 奉先殿「国朝、以太廟時享未足展孝思之誠、復於宮内建奉先殿、朝夕致敬、朔望行礼、時節献新、忌辰致祭。」
- ⑧ 『(万曆)大明会典』巻八九「奉先殿」「洪武三年冬、以太廟時享未足以展孝思、始於乾清宮別建奉先殿、朝夕焚香、朔望瞻拜、時節献新、生忌致祭、用常饌、行家人礼。永樂定都、建宮殿如南京。」
- ⑨ 太宗は嘉靖十七年に成祖の廟号をおくられるが、本稿の主な舞台は嘉靖六年年末であるため、太宗と呼称する。
- ⑩ 『太宗実録』巻六七 永樂五年五月癸酉。
- ⑪ 『英宗実録』巻三七 天順五年四月乙未、李賢「天順日録」。
- ⑫ 丘濬「大学衍義補」巻四五「我祖宗以来、毎日先于奉先殿行礼、東朝問安、然後御朝。」
- ⑬ 張璉「論對錄」巻三 嘉靖六年十二月二十七日「又先朝毎日多是親王燒香、至孝宗皇帝時、毎日亦令榮王燒香、無有躬行瞻拜之礼。」

⑭ たとえば、正徳九年正月に乾清宮の火災のため、官僚たちに時弊についての直言を募ったところ、皇族を北京に來させて後継候補とするべきだという意見が多数寄せられた(『武宗実録』巻一〇八 正徳九年正月丙戌、丁亥、巻一〇九 正徳九年二月乙未朔、乙卯)。

⑮ 梁儲「鬱州遺稿」巻一「請定大本疏」、『武宗実録』巻一三五 正徳十一年三月甲辰。

⑯ 梁儲「鬱州遺稿」巻二「宗社大計疏一」、『宗社大計疏二』、『武宗実録』巻一五二 正徳十二年八月庚申。

⑰ 大札の議に関する研究は枚挙に暇がないので、ここでは近年の力作として尤淑君(二〇〇六)、胡吉勛(二〇〇七)、新田(二〇〇八)を挙げておく。

⑱ 『世宗実録』巻三九 嘉靖三年五月壬申。

⑲ 『世宗実録』巻三九 嘉靖三年五月戊子、巻四〇 嘉靖三年六月辛丑。

⑳ 『世宗実録』巻五〇 嘉靖四年四月戊申。

㉑ 『世宗実録』巻五一 嘉靖四年五月庚辰。なお、世宗はその後、廟制の変更を繰り返す、ついには父を太廟で祀るという念願を叶える(尤淑君(二〇〇六)参照)。

㉒ 『世宗実録』巻六六 嘉靖五年七月庚子。

㉓ 『明倫大典』巻三二 嘉靖六年二月癸亥。

㉔ 『世宗実録』巻七四 嘉靖六年三月壬午。

㉕ 『世宗実録』巻七五 嘉靖六年四月戊辰、「明倫大典」巻三三 嘉靖六年四月甲戌。

二 嘉靖六年年末の政局と内殿儀礼改定

(一) 世宗と当時の内閣

明代中期以降の政界においては、永楽年間に創設された機構である内閣が大きな力を持っていた。嘉靖六年年末当時、内閣には楊一清、謝遷、張璉、翟鑾の四名が連なっていた。この中で当時の政治に大きく関与していたのが、首輔楊一清と大札の議で頭角をあらわした張璉である。

楊一清は当時すでに七十四歳の老臣であった^②。彼は辺境行政や宦官劉瑾の排除で名をあげ、正徳十年（一五一五）に入閣を果たした。しかしすぐに失脚し、世宗即位当初は隠退状態であった。大札の議の間、楊一清自身の主張によれば、張璉の上奏を絶賛したり、張璉と同じ意見を持っていながら上奏することを躊躇っていた席書の背中を押してあげたりしたという^④。大札の議の決着後、楊一清は陝西三辺総制という辺境の軍務責任者に再起用された。それから一年も立たないうちに、当時の内閣と張璉たちの対立を背景として内閣に召喚された。そして、嘉靖六年二月から内閣首輔となり、嘉靖八年（一五二九）に失脚するまで文官の序列第一であり続けた。

一方、大札の議で一躍時の人となった張璉^⑤は、嘉靖六年年末当時は五十三歳の働き盛りであった。張璉が進士となったのは正徳十六年、入閣したのは嘉靖六年十月であり、科挙に合格してからわずか六年で官界の頂点に上り詰めたことになる。大札の議の功績により世宗から破格の寵遇を受けて大出世を果たした張璉は官界から総スカンを食らった。張璉もあえて官界の多数派とは一線を画すことを意識し、大札の議で共闘した桂萼、方獻夫、霍韜らと共に独自の政策を打ち出していった^⑥。

楊一清と張璉、この二人は親子ほどにも年齢が違うが、皇帝の大抜擢によって異例の入閣を果たしたという点では同様

である。というのも、明代中期以降、入閣することができるのは原則として翰林院の官僚に
なれるのは、殿試の上位合格者三名と庶吉士に選拔された者だけであった。楊一清と張璉は科舉合格後に他の役所の官に
任命されており、通常は入閣どころか翰林院に入ることさえできなかった。^⑦ その慣例を覆して入閣を果たしたというこ
は、この二人が通常の昇進経路とは別の論理によってこの地位を得たことを表している。

楊一清と張璉は嘉靖八年に衝突し、最終的に楊一清が失脚、張璉が新たな首輔となる。しかし、それ以前の両者は常に
対立していたわけではなく、むしろ表面的には協力関係を保っていた。嘉靖七年の万寿節（八月十日）の朝鮮燕行使の見
聞によれば、高齢の楊一清が内閣のトップで、南京六部の下位官から入閣した若手の張璉が内閣のナンバーツーであり、
張璉は楊一清をボスとしてたてて、政策は楊一清名義で提案されていたという。^⑧ また、嘉靖八年に張璉の大礼の議以来の
盟友である霍韜が楊一清を弾劾する上奏を提出したが、その中にも「張璉・桂萼がいつも楊一清の過失を攻撃していたの
で、臣は彼らに「あなたがた二人は忠ですが、人々から嫉妬されています。楊一清には過失があるけれども、人々に信じ
られています。楊一清を上留めて、人望をつなぐべきです」と忠告しました」とある。^⑨ 両者の亀裂が決定的になる前、
楊一清は世宗の寵臣である張璉と共同歩調をとることで自らの地位を守り、張璉は幅広い人脈を持つ老臣をたてることで
自らの人望のなさを補っていたといえる。

このような体制は楊一清と張璉の両者の思惑だけではなく、世宗の意向もあった。たとえば嘉靖六年十月から世宗は内
閣との間で密論・密疏の運用を開始したが、事前に楊一清・張璉に密論・密疏の典故を質問した。楊一清が密疏を封じる
ための銀印、つまり密疏の権利を多くの人間に与えるべきでないことを示唆したところ、世宗は楊一清と張璉だけに銀印
を下賜しようとした。結局は楊一清の懇願により、当時のもう一人の内閣員である翟鑾にも銀印を賜り、さらには大礼の
議で張璉と共に論陣を張った礼部尚書桂萼にも賜った。^⑩ 以上の経緯から、世宗の密論・密疏運用の主目的は楊一清・張璉
の二人との書面交換であったことがわかる。また、世宗はしばしば政治問題を両者の相談の上で決めるように指示を出し

ており、張璉にあてて忠実な内閣員はこの二人だけだと打ち明けたこともあった。嘉靖六年年末の内殿儀礼改定も世宗と張璉の密議に楊一清が絡んでいく形によってすすめられていく。

（二） 内殿儀礼改定の顛末

嘉靖六年十二月二十一日の夕方、世宗から内閣のもとに三四日の休暇をとって体調を整えたいというお達しが届いた。ちょうど同じころ、内閣首輔楊一清も病気のため自宅で伏せていた。張璉は翌日、世宗に対して嚴寒の際には日の出の後に朝廷を開き、強風の際には朝廷を休みにして世宗の健康を守ることを提案した。張璉の提案を受けて、世宗は以下のような悩みを打ち明けた。

朕は幼くして天命を担い、地位は人類の長だ。しかし、情けないことに軟弱で頭が悪く、上は天の厚意にそうことができず、下は民衆を安んじることができず、それどころか寒い時や暑い時は自分の健康が保てず、そのまま病気に負けてしまい、両太后を心配させて何度もお見舞いいただき、さらに卿の真摯な忠愛をもらい、朕は本当に恥ずかしい。そもそも朕は病床にあるけれど、心を休ませることはできない。ひとたび病気になる、朝廷は休みになり、三廟に参拝する人がいなくなり、これは朕が恥ずかしく思っていることだ。朕はいつも後継ぎがまだできないことが心配で、二十歳ではあるけれど、重大な問題であり、これも恥ずかしく思っていることだ。朝廷で政治をする際、御座の上で廂の下からの激しい風にいつも吹きつけられて、各部署の上奏に対してうまく答えられない。それから北方は南方よりずっと寒く、朕は南方で生まれ育ったから、この寒さに耐えられない。それからいつも耳あては役に立たないと思っている。毎日、三廟に参拝する時、いつも凍えてしまい、両耳にはしもやけができることもある。

ここで初めて「三廟」の参拝、つまり内殿儀礼が君臣間の話題にのぼった。『世宗実録』の記述では、内殿儀礼改定は

内閣首輔楊一清からの建議となっているのだが、実際の発端は世宗から張璉への愚痴であった。

世宗に悩みを打ち明けられた張璉は翌日、内殿参拝と後継問題についての解決策を提示する。本稿では内殿参拝についての議論のみに焦点をあてる。張璉の見解は下記の通りである。

国朝の太宗は、太廟の季節ごとの祭祀では孝行の誠意が尽し足りないとお考えになり、大内に奉先殿を建設し、朝夕に挨拶し、朔望に礼を行い、時節ごとにお供え物をし、忌辰に祭祀を行うことにされました。そもそも朔望、時節ごとのお供え、忌辰は皇帝ご自身で行う礼で、廃止してはなりません。聞くところによると、昔は毎朝の焼香は親王に代行を命じることが多く、毎日参拝していたわけではないようです。

張璉は世宗に対し内殿参拝の簡略化を勧め、その理論的根拠も提供した。違和感を覚えるのは奉先殿の始まりを太宗に求めていることである。張璉は太宗が太廟は宮城の外にあつて不便だから奉先殿を作り労力を節約したという主張すら行い、その淵源を太宗と規定した。確かに、北京にある奉先殿を建設したのは太宗にほかならない。しかし、奉先殿は上述したように、太祖が季節ごとの先祖祭祀では不十分だから建設したのである。世宗も張璉も本当は奉先殿が太祖に由来することを重々承知していたと思われる。御製『忌祭或問』の中で世宗は「我が太祖が出された教訓を拝読すると」「後世子孫はかしこぶってわたしが定めた法を乱すな」とある。わたしはいつもこれを読むと、恐れずにはいられない。奉先殿の建設は、太宗が太祖の制度に基づいた」と述べている。内殿が太祖由来では参拝儀礼をかしこぶって大胆に変更することができないため、張璉はわざと内殿の始まりや目的を取り違えたのだろう。

張璉から内殿儀礼簡略化の提案を受け取った世宗は、翌二十五日にさらに毎日の参拝の辛さをぶちまけた。

我が太宗の時に初めて奉先殿を建てたが、当時は五代分の神位だけで、毎日参拝してもたった五回の拝礼だった。今なんて九代分の神位があつて、奉慈殿は三室あるし、崇先殿には父の神位がある。だから一日で合計すると、奉先殿に行つて九室で九拝し、退出して西にまわつて奉慈殿に行つて三室に三拝し、それから突つ切つて東にまわつて崇先殿に行つて一拝し、上り下りは六回、拝礼は十三回、毎日この調子だ。祭祀の日や忌辰には、合計で拝礼を三十四回する。朕はもともと虚弱体質で、いつも参拝が終わると、両足に力が入らなくなり、四〜五刻の間息がきれ、日の出のあとに朝廷で御座に着いても言葉がとぎれとぎれのこともある。朕は一昨年からは、病気のせいで体力がいよいよ衰えたので、規定通りにすることができず、やむをえず忌辰などの日には十拝減らして二十四拝だけにし、毎日八拝減らして六拝だけにしている。今年に入って、ますます両足の凝りがひどくなり、痰もつまるようになり、だからここ数日の風邪でも無理をすることができなかった。我が太宗の時はこんなに多くなかつたし、歴代の先祖の時もこんなではなかつた。いつも言及しなかつたのに他人に言うことができなかつたのは、相手が知らないのではないかと思つていたからだ。卿はもう一度可否を考えて、一清とどうしたらいいかをこつそり話し合つてくれ。

世宗は張璉に楊一清との密議を命じた。世宗の指示通り、張璉はその日のうちに楊一清の家を訪ね、世宗の苦惱を伝えた。翌二十六日、張璉は楊一清と共に話し合つた結果、内殿に皇帝自らが参拝するのは、朔望、薦新（時節ごとのお供え）、忌辰だけに限り、その他は毎日宦官に焼香させれば問題ないという結論に至つたと報告している。さらに朔望や忌辰などに行つた儀礼の具体的な改定案も提示した。

世宗は張璉の提案を賞賛したうえで次のように述べた。

朕は今の計画を再考してみても、現在ではなく将来的に怠け心が生じてしまうことが心配だ。またひねくれた小人が絶対に好き勝手に「旧来の儀礼を勝手に改めたのは心に怠惰が生じたからだ」と指さしてくるのが心配だ。この件を礼部・翰林院に下して、礼科

を交えて会議させた後、卿にまたその可否を相談して、そのあとに内閣に命令して実行し、また勅文にて会議を命じたい。^{②⑤}

世宗は礼部・翰林院・礼科による会議^{②④}を経てから改めて実行に移したいと希望した。だが、張璪は「天子でなければ礼を議論しません。^{②④}まして過剰な儀礼を昔のまま行い続け、そのまま陛下のお体をいたずらに疲れさせてよいでしょうか。君主を愛する心のない者は臣下ではありません。これは実に礼に合っておりですので、どうして従わずに異議を唱えることなどありません。どうか早々に内閣に勅文の起草をご命令ください」と朝廷で内殿儀礼を議論することに反対し、早急に勅文を下すことを勧めた。^{②⑤}また、楊一清も病床から張璪の提案に全面同意する旨の密疏を奉り、その中でもただ世宗が張璪の提案を採用することだけを請うており、会議にかけようとはしていない。世宗は最終的には張璪の意見を半ば取り入れ、礼部らの会議にはかけず、代わりに楊一清・張璪に上奏文による提案を行わせ、そうすることで「不諳礼經之小人（礼を理解していない小人）」の異議を防ごうと考えた。^{②⑥}

その間、張璪が内殿儀礼改定に関わる世宗の上諭や自身の返奏を霍韜に見せていたことが発覚した。霍韜は二十五日の未刻に張璪の家を訪ねてきて、世宗の健康を管理できていない内閣の対応を批判しようとした。張璪は霍韜をなだめるため、内密にせよとの言いつけを与えて世宗とのやりとりを見せた。^{②⑦}しかし、霍韜はわざわざ張璪の言いつけを引用したうえで内殿儀礼改定を廷議にかけることを願う上奏文を提出したのである。

臣は昨日、大学士張璪に会ってこれを告げようと思いました。張璪は「わたしはすでに申し上げた」と言い、原稿二冊と御札二枚を取り出し、「聖主の秘密の言葉で、輔臣が軽々しく人に見せられるものではないから、軽々しく洩らすのではないぞ」と言いました。臣は御札を拝読してやっと陛下の宮中での勤勞ぶりが外廷の群臣の十倍ほどだと知りました。……臣が見た張璪の上奏はどれも輔臣としてあるべきものを満たしておりますが、上奏を留中にして外部の臣下に見せないのは、小節の嫌いがあるようで大中を示す

方法ではございません。……伏してお願ひ申し上げます。どうか輔臣に命じて九卿を集めて日常の儀礼を議定させ、毎日の両皇太后への拜謁、祖廟の参拝、忌辰の祭礼の行うべき時期や行うべき儀礼をすべて法典としてお定めください。^⑤

霍輶は上奏文の中で張璉を賞賛しており、この上奏文の目的は盟友張璉が中心となって進める内殿儀礼改定の応援であった。しかし先述の通り、楊一清と張璉は朝廷での会議に否定的であり、結局この二人の意向によってこの上奏文は留中にされ闇に葬られた。^⑥

多少の紆余曲折はあったものの、ついに嘉靖六年十二月二十九日、内閣大学士楊一清らが内殿儀礼改定の提案を上奏した。楊一清名義で出された上奏文の内容は、張璉の二十六日付の建議とほぼ同じである。そして、世宗はこの上奏に対して裁可を与えた。^⑦

上記の改定の過程で興味深いのは、皇帝が官僚に会議させることを望み、内閣はそれに賛同せず、両者が妥協して内閣による提案という形式に落ち着いたことである。内閣が会議開催に消極的だったことについてはいくつかの理由が推測できる。一つには、会議を開けば必ず反対意見が出るからであろう。前述の通り、内殿の儀礼は確かに『大明会典』に施行細則が記載されているわけではないが、皇帝が内殿を毎日参拝するのは明朝の君臣の間で常識に属した。^⑧それを廃止するなどの一連の皇帝の労力節約のための改定に批判が出ても不思議ではない。後年のことになるが、実際にこの内殿儀礼改定を批判した人物がいる。大札の議で世宗の怒りを買って最終的に辺境に流された夏良勝である。彼は太宗が毎朝の内殿参拝を欠かさなかった故事を賞賛する一方で、嘉靖六年年末の内殿儀礼改定を建議した人物をくさした。^⑨会議を開けば「譏頑小人（ひねくれた小人）」は世宗の意向を諫止しようとするだけではなく、世宗の暴走をとめない内閣にも批判の矛先を向けることだろう。^⑩楊一清と張璉は会議を開いてみすみす朝廷の混乱を招き、さらには自身が批判的になるわけはいかなかった。

また、楊一清と張璉の二人は前述の通り、世宗の引き立てによって今の地位を手にした。嚴寒の中での内殿参拝に不平を託つ世宗の歎心を買うために、喧々諤々の議論が予想される会議を経ずに、世宗の独断による早急の改定を勧めたことは想像に難くない。さらに彼らは翌嘉靖七年一月にも世宗の健康を守るためにいくつかの改定を行った。まず、少なくとも英宗以来行われてきた毎朝の拜天儀礼をとりやめたいとする世宗の意向に対して、二人は諸手を挙げて賛同した。また、皇帝の御座の位置を後ろに下げて、風にさらされにくくした。^⑧ 世宗の健康を守るため、言い換えれば世宗の意を迎えるためにあえて典故や慣習を無視することやぶさかではなかった当時の内閣の姿勢もうかがえる。

以上が内閣側の姿勢についての推察であるが、では世宗側の思考はどうであろうか。世宗はなぜ独断という形式を忌避しようとしたのか。そして、その思考の中では朝廷の会議、内閣の提案、皇帝の独断など政策決定に関する各手法はどのようなものとして位置づけられていたのだろうか。

① 明代の内閣についての研究は枚挙に暇がないが、ここでは古典的な研究として山本（一九六八）、王其樂（一九八九）を挙げておく。

② 『明史』巻一九八に伝がある。

③ 『明倫大典』巻六 正徳十六年十一月甲戌、楊一清『石淙文稿』巻二二「明倫大典後序」。

④ 焦竑『國朝獻徵録』巻一五 楊一清「光祿大夫柱國少保兼太子太保礼部尚書武英殿大学士贈太傅諡文襄席公書墓誌銘」。

⑤ 『明史』巻一九六に伝がある。

⑥ 田澍（二〇〇二）は張璉を明代最高の改革者と顕彰するが、一面的にすぎない見解である。

⑦ 内閣と翰林院の関係については、山本（一九六八）、城井（一九八五）、阪倉（二〇〇〇）参照。楊一清自身も自らが入閣するに適當な経歴を有していないことを自覚していた（『武宗実録』巻二二四 正徳十年閏四月癸亥）。

⑧ 『中宗実録』中宗二十三年十月戊申「聖節使韓劾元回自京師。上引

見于宣政殿、問皇帝視事。劾元曰、「朝廷別無他事、但與獻皇帝加号事、前則議論不一、相為角立。張璉・桂夢專主定議、既加尊号而受賀又欲堅固其議、加罪楊廷和、又多斥閣老、以此朝廷尤為角立也。且正官則不得見之、乃見下人而問之、則曰、「張璉為一閣老、楊一清以旧老為一閣老。張璉乃新進年少之人、以南京州司為二閣老、乃以楊一清為宗主、凡有建議、必以楊一清為言也。又、桂夢為吏部尚書、專主國事、而所行不正、朝廷目為小人。其國老皆托病引去。」云。然只聞於下人之言也。」

⑨ 霍韜『渭厓文集』巻三「國是疏」璉・夢每攻訐楊一清過失、臣復戒之曰、「爾二人、雖忠、然為衆所嫉。楊一清、雖有過、然為衆所信。留楊一清在上、以係衆望可也。」

⑩ 『世宗実録』巻八一 嘉靖六年十月甲子。嘉靖年間の密諭・密疏の運用については大石（二〇〇二）、王劍（二〇〇五）、王劍（二〇〇〇

九)、奏博(二〇二三)という先行研究がある。しかし、現存史料中のどの上諭・上奏文が密論・密疏にあたるかは判断が難しく、実際の運用状況はよくわからない。

⑪ 楊一清「密諭録」巻五「再論東閣掌誥勅奏对(又一首)」。

⑫ 楊一清「密諭録」巻五「再論東閣掌誥勅奏对二」。

⑬ たとえば張璉「論對録」巻四 嘉靖七年正月十五日、嘉靖七年二月十二日、巻六 嘉靖七年四月十一日。

⑭ 張璉「論對録」巻二 嘉靖六年十月二十日。

⑮ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十二日。「世宗実録」に記載はない。

⑯ 楊一清「閣諭録」巻四「謝恩奏疏」。嘉靖七年十二月との附記があるが、嘉靖六年の誤りと思われる。また、「世宗実録」巻八三 嘉靖六年十二月乙丑参照。

⑰ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十二日。以下の「論對録」に見える世宗と張璉の内殿儀礼改定に関するやりとりは、密論・密疏であるかはさておき、後述する霍韬の上奏文に見られるように朝廷には非公開の書面交換の中で行われていたものである。

⑱ 実の母の章聖皇太后と孝宗の皇后の昭聖皇太后。

⑲ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十三日「朕以冲幼之人、上荷皇天明命、位為人長、但恨弱暗幼資、不能上承天眷、下安兆民、乃邇寒暑杜盛之期、不能自保其体、遂致寒侵疹予、驚震兩宮、數蒙下問、又致卿拳拳忠愛、朕切愧懼。夫朕身雖臥牀、其心不敢自逸、一遇有疾、政朝輟日、三廟無人瞻拜、是朕愧而懼也。朕恒憂其儲未立、然而雖在二十之年、但斯者所関実重、此又為愧而懼也。至於視朝之際、金台之上、簷下急風、每吹折于体、而難答応各衙門奏事請旨官。又北方比南地太冷、朕生長南州、故不禁此甚寒。又常病其檢耳之制無有实用、每日常於三廟行礼、出常被凍、其兩耳或成瘡。」

⑳ 「世宗実録」巻八三 嘉靖六年十二月壬申。

㉑ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十四日「國朝太宗皇帝、太廟時享、未足展孝思之誠、復於宮内建奉先殿、朝夕致敬、朔望行礼、時節獻新、忌辰致祭。夫朔望・荐新并忌辰、躬行之礼、誠不可廢。聞先時每日早辰燒香、多命親王代行、未必能每日親為瞻拜者也。」ちなみに世宗には兄弟がいなかったため、孝宗のように弟に内殿儀礼を代行させることはできなかった。「忌祭或問」問者曰「此旧時列聖、雖不往、有遣親王代行。今既無昆弟、又無親王在京、是必自勉之。吾答曰、「汝問了這一、這幾句、說到極處。今彼所欺者、正以吾孤幼耳。……」。

㉒ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十六日「夫太宗文皇帝、正因太廟在外、不便朔望・薦進・忌辰行礼、故建奉先殿于宮内、以從簡便、本以節勞、而今為礼反以致勞、何也。」

㉓ 「皇明祖訓」皇明祖訓序「凡我子孫、欽承朕命、無作聰明、乱我已成之法、一字不可改易。」

㉔ 「忌祭或問」伏親我高皇帝垂訓曰、「後世子孫、勿作聰明、乱我成法」。吾每誦至此、敢不惕然悚懼。但奉先殿之建、文皇帝固因高皇帝之制。」

㉕ 城地孝氏から、世宗や張璉が奉先殿の始まりを太宗とした背景として、世宗が自身と同様に藩王の身分から皇帝になった太宗を尊崇していたことがあるのではないかと指摘いただいた。確かに世宗の太宗尊崇は先行研究で指摘されているところである(例えば新宮(二〇〇四)が、筆者は世宗が太宗をどのように位置付けていたかについては再検討する余地があると考える。

㉖ 張璉「論對録」巻三 嘉靖六年十二月二十五日「我太宗時、始建奉先殿、當時止五廟神位、日難拜之、止只五拜。今時也、九廟神位、奉慈三室、崇先親廟、故日計之、至奉先殿、九室九拜、出由西繞、至奉

慈殿、三室三拜、又復川過東繞、至崇先殿、一拜、所登降者六差捺、所行十三拜礼、日逐如是。凡遇節令祭告・忌辰、其拜計三十四拜。朕素稟清弱、每拜畢、兩足膝俱軟、喘絳四五刻、或有日出朝墮塵、言語促喘。自朕前年、因病起力愈弱、不能如儀、凡遇忌辰等日、減去十拜、止二十四拜、每日減去八拜、止六拜、蓋不得已。至今年、兩腿愈軟、痰氣喘塞、故日前小疾、不能自強也。此皆我太宗時無此許多、祖宗時亦不如許也。每亦欲讓及、而不敢与他人言、恐彼不知也。今卿可再思可否、密与一清說、可作何処也。」

27 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十六日。改定の概略は①朔望には奉先殿・奉慈殿では殿中でまとめて拜礼し、各神位にいちいち拜礼しない、②薦新は①に準じる、③忌辰は当該神位の前だけで礼を行い、皇帝の忌辰には皇后も祀るが、皇后の忌辰には皇帝は祀らず、また拜礼の回数には二回だけにする、である。最終的には「世宗実録」

卷八三 嘉靖六年十二月壬申、「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十九日にあるように、④忌辰には衰冕を用いない、という規定も加わる。

28 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十七日「朕復思之、今之凶也、深恐來者忘心生焉、非為目下。又恐諛頑小人肆行指議必云、「朕擅改旧儀、心生怠墮」。欲下之礼部・翰林院、仍參以礼科會議後、行用復与卿計其是否、然後論内閣行、仍論以勸文會議。」

29 この会議の参加者として内閣員が想定された可能性がある。夏言「桂洲奏議」(内閣文庫所藏嘉靖二十年序田汝成刊本)卷六「進呈望祀祈嗣儀注疏」(先該大学士李時等題、……奉聖旨、「……卿等往詣折告、仍行卜筮于太廟、礼部會翰林院議具奏來」。欽此。会同大学士李時等謹議、……)。

30 「中庸」。なおこの「非天子不議礼」というフレーズは張聰が大礼の議で世宗を支持する最初の上奏(張聰「太師張文忠公集奏疏」卷一「正典礼第一」)で使用して以来、しばしば世宗の儀礼改革のプロバ

ガンダとして使われる。

31 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十七日「夫非天子不議礼、況祭文過當之礼、旧相沿襲、豈仍率由以徒勞聖躬哉。夫無愛君之心者、非臣子也。此実礼之所在、安敢不從而復有異議乎。乞早論内閣撰勅。」

32 楊一清「密論録」卷三「論日朝三内殿礼儀奏對」。

33 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十八日「又承聖諭、「欲將内三殿行礼之儀、宜下議奏施行、庶免不諳礼經之小人毀乱」、宜無不可。已与一清面議、另当奏請。」ただし、ここで引用されている世宗の上諭の内容は「論對錄」収録の二十八日以前の上諭には見えず、二十九日付の上諭に「卿可再楊少師會計、日下議奏施行、庶免不諳礼經之小人毀乱也。」とある。あるいは「論對錄」の配列や日付が間違っているか。

34 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十八日。

35 霍韜「涇厓文集」卷二「慎保聖躬疏」。「臣昨日即謁大学士張聰、將以是告焉。張聰曰、「聰已有言矣。即出稿二摺・御札二紙曰、「聖主慎密之言、輔臣不敢輕示于人者、勿輕泄也」。臣伏誦御札、乃知陛下勤勞于内者、蓋十倍于在外之群臣也。……臣昨聞臣聰所奏、俱得輔臣体、惟奏疏留中、不昭示外臣、似於嫌小節、非所以示大中也。……伏惟陛下、勅輔臣會九卿定議常儀、每日謁兩宮、謁祖廟、奉忌祭、合行日期与合行礼節、俱立定典。」なお、霍韜の上奏文は内殿儀礼だけではなく後継問題にも触れており、さながら第三者でも世宗の張聰への愚痴の内容の大筋が類推できようになっている。

36 張聰「論對錄」卷三 嘉靖六年十二月二十八日。霍韜「涇厓文集」収録の上奏文には通常は皇帝の回答も付されているが、この上奏文にはない。

37 「世宗実録」卷八三 嘉靖六年十二月壬申。このときの上奏は「皇明経世文編」にも収録されている(卷一九 楊一清「楊石淙繪扉奏

略」〔祭祀議（三殿祭礼）〕。

③⑧ 内殿儀礼改定の過程で張璉と楊一清は内殿儀礼が臣下に知られていないため皇帝の過勞状態を放置してしまつたと歎いたが（張璉『論對錄』卷三、嘉靖六年十二月二十六日）、これは改定のための方便であるに違いない。

③⑨ 夏良勝「中庸衍義」卷十四「祖宗復建奉先殿于宮中、為朝夕虔謁之所、以義制礼者也。故文皇謂、「雖有微恙、亦力疾以行、所以率正天下之道、實係乎此。或者乃以為過礼、而建節勞從省之議者。臣則聞之、程頤曰、「人子於親、無過分之事。凡力之能為者、皆所當然也」、又曰、「人主一日、接賢士大夫之時多、親宦官宮妾之時少、則所謂節勞。」

三 世宗の「詢謀僉同」

(一) 御製『忌祭或問』の執筆

内殿儀礼改定には『世宗実録』や張璉らの文集には見えない後日談がある。それが御製『忌祭或問』である。『世宗宝訓』卷四「正祀典中・廟祀の嘉靖六年十二月壬申の項には実録記載の内殿儀礼改定に関する楊一清らの上奏と世宗の回答に続いて、『忌祭或問』が収録されている。『忌祭或問』という書名自体は明清時代のいくつかの書目に見えるが、管見の及ぶ限り、文章は『世宗宝訓』にしか収録されておらず、『世宗実録』には書名の言及すらない。②

『忌祭或問』の執筆時期は、文中で張璉のことを「張尚書」と呼んでいることから、張璉が少保の散官を賜る嘉靖七年一月十日以前と推測される。『忌祭或問』執筆の動機について序には次のようにある。

『忌祭或問』を作つたのは、朕の儀礼制定の意をよせるためだ。……最近内閣の大臣と詳しく議論して、經書の義理を考察し、先

④⑩ 霍翰も阿諛追従という非難が張璉に対して起こりかねないと思し
ている。霍翰『涇厓文集』卷二「慎保聖躬疏」惟自古儒臣、凡能勸
其君以早起、戒其君以守礼、即曰忠直之臣、未有敢勸其君以晏朝、勸
其君以簡礼者、蓋避諂諛之名故也。惟臣璉乃能此言、亦惟陛下乃可開
此言、何也。」

④① 『世宗実録』卷八四「嘉靖七年正月辛卯、張璉『論對錄』卷四「嘉
靖七年正月十五日、十九日。」

④② 張璉『論對錄』卷四「嘉靖七年正月二十三日、楊一清『密論録』卷
二「論明倫大典前序奏對。」

祖に仕える礼を裁定したが、邪魔する奴らに出くわした。朕はやむを得ず弁論を作つて邪説を退けなくてはならなくなつた。^①

内殿儀礼改定には邪魔が入っていた。『忌祭或問』の記述によれば、世宗は宣宗の忌辰（二月三日）を前にして、新たに改定した儀礼次第を宦官に渡して予行演習を行わせた。しかし、演習終了後、宦官たちがそろつて世宗のもとにやつて来て、「百年以来今日までのものをどうして変えるのですか」と疑義を呈した。世宗は張璠が提示してくれた理論的根拠を引きながら、すでに内閣と議定したのだから口出しするなと一喝した。ある宦官が「以前の儀礼も内閣からのものです」と食ひ下がつた。世宗は、儀礼は太祖以来礼部の管轄で内閣によつて作られたことは今までないと笑つた。しかし、世宗は宦官たちの疑問を抱いた風に懸念を覚え、宣宗の忌辰については従來の儀礼で行うことに決めた。なお、宦官たちの反対の原因は、忌辰の拝礼の数を減らしたことにあつたらしい。^②

宦官によつて内殿儀礼改定を邪魔された世宗は『忌祭或問』の中でさまざまな仮想質問に答えて、今回の改定の正当性を訴える。ただ、世宗は改定の内容が正しいと訴えるだけでなく、自分が正しい手続きにのつとつて改定しようとしたことも強調している。たとえば、世宗は一番初めの問答で以下のように内殿儀礼改定の過程を振り返る。

わたしはこの礼が煩雑すぎるのを見て、その儀礼を記録して、内閣の楊少師と張尚書と一緒に議論した。彼ら二人はこのことを聞くや「この礼は外廷には知られず、書物には記載がなく、ご裁定なさるべきです」と嘆いた。わたしはさらに楊と張に諮問し、彼らはまた行ふべき儀礼を検討して進呈し、かつ「どうかご心配なくご挙行ください」と言った。わたしは彼らに「おまえたちの考えはわかつた。君主を導き愛する心を見るのに十分だ。ただ、経義について討議しないと議論好きなやからが異議を唱えるだろう。君子を惑わすには不足だとはいえ、讒言は舜すら懼れていた。礼部に伝えて翰林院と一緒に議定させれば、やつらも黙るだろう」と回答した。彼ら二人はまた「この礼は、朝廷の家族の父子の間で行われるもので、もとより外廷が議論できるものではありません

んのので、そうならずとも結構です。ご決断ください」と上奏した。わたしはさらに「卿らの気持ちは朕もよくわかっている。悪いやつらがこのことを乱して、咎を朕に帰するだろうことが心配だ。これは気にしなくていいとはいえ、礼の達人には知られてしまう。卿らが上奏文を一通書けばそれでよい」と回答した。彼らはそこで内閣の同官と一緒に四人連名で上奏し、すでに該当部門に転送して知らしめた。これは人心を納得させるには充分だ。

また、他の部分にも「わたしはすでに二人に何回も諮問して、何度も考えた」、さらに「わたしは何度も二人に「必ず会議を経てから実行しよう」と言った^⑥」とあり、世宗は儀礼改定が決して自分の思いつきではなく内閣の二人と相談したうえでの決定であり、しかも自身は会議を望んでいたことを強調している。

そして、『忌祭或問』の最後の問答で世宗は「詢謀僉同」の理念を引用しながら以下のようにまとめている。

帝王が何かする時、必ず左右の大臣に諮問し、士大夫や庶民に諮問し、その諮問に対し皆が同意して、それから実行することができる。自分一人の勝手だけでよいわけではない。昔の儒者は「天子でなければ礼を議論しない」と言ったが、この言葉を道が行われている世で実行すれば、クレームがついたりしない。今は時代が下れば下るほど道もかすかになっていき、言葉巧みに功績を稼ぐとする人間がそれぞれ自説を打ち立てており、天子は馬鹿にされ、大臣は陥れられ、士大夫は押さえつけられ、庶人は惑わされている。これらの小人がますます忌憚なく邪説を主張しているから、わたしは慎重になっているのだ。^⑦

冒頭の「帝王有事、必詢及左右大臣、詢及卿士及庶人、詢謀僉同、然後可行也」は「詢謀僉同」と『書』洪範「汝則有大疑、謀及乃心、謀及卿士、謀及庶人、謀及卜筮。汝則從、龜從、筮從、卿士從、庶民從、是之謂大同（大きな疑問があるなら、おまえの心にはかり、卿士にはかり、庶人にはかり、占いにはかりなさい。自分も占いも卿士も庶民も一緒の方向であれば、こ

れを大同という」(以下、「謀及卿士」と略す)を踏まえている^⑩。そして帝王たるもの「一己之私(自分一人だけの勝手)」だけで動くことはできないとする。そのあとに『中庸』の「天子に非ざれば礼を議せず」を現在のような道なき世で実行しようとする小人がクレーム(譏議)や邪説を唱えるため、慎重にならざるを得ないと結んでいる。

はじめにで紹介した『書』大禹謨の「詢謀僉同」条、そして『書』洪範の「謀及卿士」条、いずれもその前提条件として「朕志先定」と「謀及乃心」がある。廷議の場で官僚が「詢謀僉同」を唱えるとき、その「朕志」は「ただひとつの選択肢」であったかもしれないが、世宗が想定する「朕志」や「乃心」とはまさしく世宗の意志であり、世宗の心であり、そしてそれこそが「ただひとつの選択肢」であったのだろう。『忌祭或問』の文章中には「朕志」や「乃心」という表現はないが、ここで提示された「詢謀僉同」「謀及卿士」という理念には前提条件として世宗の意向が設定されていると見てよい。とすれば、『忌祭或問』の結びが意味するところは、自分の意向を実現するためには「詢謀僉同」を実行して「一己之私」であることを否定する必要があるということになる。つまり、『忌祭或問』の結びのこの文章は内殿儀礼改定の手続きの正当性のプロパガンダなのであり、さらに世宗の政策決定の正当性に関する認識の表出であるといえよう。

(二) 世宗による「詢謀僉同」の実践

世宗は『忌祭或問』の結びの中で「天子に非ざれば礼を議せず」の実行、つまり皇帝が独断で物事を進めるといたすなら「譏議」を招いてしまう現在の状況を指摘している。そもそも宦官たちからのクレームこそが『忌祭或問』執筆の原動力である。振り返って内殿儀礼改定の過程を見れば、世宗は「讒頑小人」あるいは「好辯之徒(議論好きなやつら)」からの批判を恐れて会議の開催を張璠に打診していた。これらの事象から世宗は自らの意向に異議が呈されることを恐れていたことがわかる。異議が呈されることを世宗がどのように考えていたのか、嘉靖六年十月に世宗が父の陵墓の前に建てた御製頭陵碑文^⑪には以下のようにある。

皇兄（武宗）が崩御し、遺詔は大祖の「兄が死ねば弟が継ぐ」の訓に則って朕に大統をつぐことを命じた。このとき、礼部にしかるべき称号などの議論を命じたが、なんと古のやりかたに固執して、非礼を根拠とし、朕の幼さにつけこみ、人倫の秩序は失われ、道理は曖昧になりそうだった。おおいなる天の推察と祖宗の助けをいただき、すぐれた臣下を賜り、大礼の議が起き、邪人の群れは争うのをやめ、衆議は終息した。^②

この碑文は世宗サイドによる大礼の議の勝利宣言であり、書かれている内容は事実というより世宗の認識である。世宗は自らに対する異議が消滅したことを問題の解決ととらえている。逆に言えば、異議が呈される状態はゴールとしてふさわしくないということである。

それでは、世宗は大礼の議の際にどのようにして異議を消滅させたのか。一般に想起されるのは左順門事件の弾圧に見られるような実力行使であるが、ここでは世宗の建前としての認識に注目したい。その際に役立つのが『大礼集議』（嘉靖四年）や『明倫大典』（嘉靖七年）といった勅命にて編纂された大礼の議に関する書物である。前述したように嘉靖三年九月に世宗は念願をかなえて実の父母を父母と定めたが、形式としては世宗の独断ではなく礼部主宰の廷議に出席した文武大臣の提言を世宗が認可したものである。『明倫大典』によれば、このときの廷議においても吏部侍郎汪偉らは世宗の意向に従うことを潔とせず、「両請」すなわち賛成意見と反対意見を両論併記して上奏し、世宗の採決を仰ぐことを主張した。汪偉の主張に対し、張璠は「理は一つなのにどうして両論併記するのか」と反論し、廷議の全会一致を導いた。^③

『大礼集議』巻二にはこのときの礼部による廷議結果の上奏が収められているが、そこでは賛同者として文武大臣の名前が羅列されている。もちろん、この廷議の上奏内容や張璠の反論などは世宗の願望実現を飾りたてるための演出にすぎない。とはいえ、廷議による全会一致の提言という仕掛けがあつて初めて世宗は自らの念願をかなえることに成功したのである。言い換えれば、世宗は「僉同」によって異議が呈されていない状況を作り出すことで大礼の議に勝利したのである。

皇帝による「詢謀僉同」の実践の一つが大札の議の決着のような廷議である。当時の君臣間においては、廷議は「公」であるというのが共通認識であった。^⑭「公」の対概念は言うまでもなく「私」である。朱熹が「中庸章句序」で「天理の公」と「人欲の私」を対照させているように、^⑮中国近世において「公」は「理」と、「私」は「欲」と結びついていた。^⑯「公」である、すなわち「理」を体現した廷議は皇帝の意志が「私」ではない、つまり「欲」（＝「恣意」）ではないというお墨付きを与えてくれるものであったといえる。

世宗が廷議の「公」をどのように考えていたかの一例をあげる。嘉靖十四年（一五三五）、武宗の皇后の諡号をめぐる廷議が開かれた。張璁ら内閣員は諡号の字数を通常より少なくすることを主張したが、廷議では反対意見が呈された。礼部尚書夏言は廷議を受けて、吏部侍郎霍輅が廷議中に行った「諡というのは天下の公であり、天子が勝手に行ってよいものではない」という発言を引用しつつ通常の字数にする方がよいとにおわせながら、あくまで世宗に判断をゆだねることを上奏した。その上奏に対し、世宗は以下のように答えた。

おまえら礼部は今回の議論が合わなかったとしている。霍輅の言う「天子が勝手に行うことではない」というのに尽きる。だから会議を命じて公道を尽くしたのだ。おまえらはよく考えもせず、ややもすれば是非を言い争っている。……ここに皇嫂の喪に遭い、嫂に仕えること母に仕えるがごとしなどという理屈が人道にあるのか。朕が自尊しているのではない。いわんや兩太后が上にいらつしやう、昭聖皇太后の母の道が抑圧されてしまふ。再度会議を開いて意見を一つにしてこい。^⑰

世宗の意向の方向性が周知されたのち、次の廷議では全員一致で暫定的に字数を減らすことを提言した。それに対し世宗は、議論が一つにまとまったとして通常の半数の六文字の諡号を贈るという決定を下した。^⑱以上の過程からは世宗が廷議に期待する「公」の実態が露骨に見て取れる。すなわち、廷議の全員一致によって作り出される「公」は世宗の「私」を

正当化するために使われ、言い換えれば廷議は世宗の「恣意」を「理」に変換しうるものだったのである。

ただし廷議による提言という仕掛けは皇帝の専売特許ではない。臣下側の武器にもなりえた。大礼の議の当初、世宗側の言い分によれば、内閣首輔楊廷和が自分に逆らったら斬刑に処すると脅迫して全会一致で世宗の意向に反対するという廷議を作り上げ、張璁の同郷の先輩である礼部侍郎王瓚は異見を持っていたため左遷されてしまったという^{②①}。また、前述したとおり嘉靖四年に世宗は父を太廟で祀ろうとして断念したが、廷議の全会一致の反対を受けた世宗が再会議を命じて譲歩するしかなかったことが『大礼集議』に見える^{②②}。

このように廷議は必ずしも皇帝の思い通りに進むとも限らず、もし本当に「詢謀僉同」を体現しようとするれば大礼の議のように数年もの月日を費やすこともある。厳しい冬の寒さの中、煩わしい内殿儀礼を今すぐどうにかしたい世宗にとっては待ってられない話である。だからといって世宗には内閣の勧めるように独断で改定するのはためらわれた。皇帝の独断は「讒頑小人」や「好辯之徒」などからの異議を招きかねないからである。そこで別の方式で「詢謀僉同」を行い、異議を防ぐ必要性がある。その別の方式について示唆的なのが、嘉靖九年の孔廟従祀変更問題である。孔廟改制にともない、世宗は従祀されている儒者の顔ぶれの改編も目論むが、その前に張璁に書面を送り、「論争の発端となるのが心配だから、二三人の臣下の賛成を得る必要がある。朕は桂萼（内閣大学士）・李時（礼部尚書）・夏言（吏科都给事中）に問い合わせたいと思うが、どうだろうか。夏言（も含む）は最近、儀礼について言ってきたからだ。または太祖の位牌の前で占いをし、吉が出たら改定に尽力したい。よってあらかじめ卿に相談する」と相談した^{②③}。張璁は世宗の意向が「謀及卜筮及卿士」であるとして絶賛した。このやりとりから、自らの意向への賛同が見込まれる臣下に相談し、彼らの賛成を得ることで論争を防ごうと世宗が考えていたこと、さらにそれが「謀及」の実践でもあったことが窺える。そうであるとすれば、世宗が内殿儀礼改定において当初望んだような礼部・翰林院・礼科の会議の開催や実際に行われた内閣に諮問して提案させることも同列に位置づけられよう。すなわち、これらも世宗にとっての「詢謀僉同」の実践なのである。

以上のように見てくれば、世宗の行う「詢謀僉同」とは具体的には、廷議という大規模なものから関係官僚の会議、さらには内閣と密議して提案させるといふ半ば非公式のものまでいくつかの手段があったことがわかる。世宗は任意の形式で臣下に諮問し（「詢謀」）、彼らの賛成を得る（「僉同」）ことで自らの意向の正当性が証明できると考えていたといえる。

① 実際の歳書の確認を行っているのは孫能伝「内閣歳書目錄」巻一聖製部だけと思われる。

② 世宗は或問という形式で他に「火警或問」や「明堂或問」を著している（『世宗実録』巻二二 嘉靖十年正月辛亥、「世宗実録」巻二二三 嘉靖十七年六月丙辰。この二つの御製或問は「勅諭或問」や「宸章集」などの書物にも収録されている。

③ 『世宗実録』巻八四 嘉靖七年正月癸未。

④ 『忌祭或問』「忌祭或問之作者、以寓朕制礼之意也。……近因与内閣輔臣詳議博考、稽訂經義、裁為奉先之礼、中值阻滯之徒、朕不得不親為辯論、以闢邪說。」

⑤ 『忌祭或問』「問者曰、「既如此、今日列祖忌日之祭、何不將礼儀歷正之行之。吾答曰、「嗟吁、此正為破礼之徒、阻撓之也。昨吾因斯礼之改、特出其儀、付之司礼監太監鮑忠諭云、「爾等便率各該供事者、前去演礼」。忠承旨、持儀退、復來奏云、「早奉伝旨、但親祝文未降」。吾答曰、「祝詞、吾已親撰、付内閣看潤去矣。待写來、与汝去」。忠退、少刻而張佐等八人皆至奏云、「礼儀已習之。但恐不可百年以來至於今日、胡為之更改也」。吾聞此言、即知其但異議以惑人也、遂答之曰、「我祖宗朝内殿之儀、見今開載何典。』記云、「祭不欲数、数則煩、煩則不敬、祭不欲疏、疏則怠、怠則忘」。況書云、「与治同道、罔不興」。因時損益、吾已与内閣大臣議定、爾等何有此言乎。是必彰君之過、旧礼实煩」。温祥云、「旧儀亦是内閣來的」。吾笑之、「我太祖設六部内、礼部所司者、一必礼儀、皆係掌之。太宗設内閣、以為備顧問、

專輔導、未有礼儀出於内閣也」。鮑忠云、「只照聖意行之可也。吾遂呼其名曰、「汝一人見從、是必知礼也。不必再論。明日還照旧行、待吾別处」。佐等退。实因此而撓之也。……問者曰、「彼所執奏、不過止為少四拜及不拜余位故、非別為也」。

⑥ 『忌祭或問』「吾昨因見此礼太煩、特錄其儀、以与輔臣楊少師・張尚書議。彼二臣一聞之、嘆曰、「斯礼外庭不聞、制典原無開載、当要裁定之」。吾又諮於楊・張二臣、彼復考議当行礼儀、開具呈進、且曰、「願不必疑慮、行之可也。吾又答之曰、「爾等所參酌之議、吾已知之、足見輔導愛君之意。但恐罔議經義、好辨之徒、將為異議。雖不足以惑君子、而讒譖之言、大舜尚亦懼之。可下之礼部、会翰林院、參詳議擬來行、庶使他輩無言矣」。二臣復奏曰、「斯礼也、乃朝廷家人父子之間所行、原非外庭所敢議、不必如是、只斷之可也」。吾又答之曰、「卿等之意、朕固知矣。实慮奸諂之徒、破乱我事、將掃過於朕。此雖不足計較、達礼者必知之。須卿等具一疏來可也」。彼遂与同官四臣具奏、已下該部知之、具足以服人心也」。

⑦ 『忌祭或問』「吾已与二臣問而又問、慮而又慮。」

⑧ 『忌祭或問』「吾嘗与三臣言、「是必一会議、然後可行」。

⑨ 『忌祭或問』「帝王有事、必詢及左右大臣、詢及卿士及庶人、詢謀僉同、然後可行也、豈止一己之私乎。先儒云、「非天子不議礼」、斯言也、施之大道之世、未敢有議議也。今之世愈降而道愈微、奸巧喜功之人、各主一途、所以天子被其誦、大臣被其讒、卿士被其制、庶人被其

惑。此等小人、愈無忌憚、肆張邪說、故吾敬慎之也。」

⑩ この二つの概念を組み合わせる考え方は決して珍しくなく、すでに孔安國の伝や孔穎達疏にも見られる(『尚書注疏』卷三)。

⑪ 『世宗実録』卷八二 嘉靖六年十一月丁丑によれば、この碑文の文章は内閣による添削を経ている。

⑫ 『明倫大典』卷二二 嘉靖六年十月庚申「我皇兄寵御上升、遺詔遵我太祖高皇帝、兄終弟及之訓、下令朕入承大統。當是之時、即命礼官議処応行称号等項事宜、乃泥古美文、援摭非礼、欺朕冲年、幾於倫叙失序、治理茫然。荷皇天垂鑑、祖宗佑啓、錫予良臣、起議大札、群邪解争、衆議頓息。」

⑬ 『明倫大典』卷一七 嘉靖三年九月壬戌「礼部會議。席書曰、「遵祖訓、按礼経、皇上突入繼大統、非為人後。初無言者。臣夢曰、「知不言、言不尽、皆欺。臣聰誦武宗皇帝遺詔曰、「倫序当立、嗣皇帝位。是繼武宗統、非為孝宗嗣也。初、楊廷和主議、拳朝附和、遂壞万世網常。汪偉曰、「改礼恐失天下人心。臣聰曰、「皇上為天下振綱常、焉失人心。鄭岳曰、「改礼恐失昭聖欲心、皇上顯名。臣夢曰、「此非間語也。徐文華曰、「今改称孝宗皇伯考、恐古天子廟中無此称。臣聰曰、「唐玄宗称中宗為皇伯考、宋真宗称太祖為皇伯考、焉古廟中無此称乎。金猷民曰、「朝廷用人、豈惟爾輩忠臣。臣聰曰、「但願爾輩為忠臣也。書請言官尽言。韓楷曰、「我未読書知礼、但知朝議為是。臣聰曰、「未読書知礼、焉知朝議為是。朱衣曰、「改礼非昭聖心、非拳朝心。於女安乎。臣聰曰、「不改礼、是為兩考、於女安乎。臣猷夫曰、「大人世及以為礼、天子諸侯無為人後者。汪偉抗言、「宜兩請」。臣聰曰、「只有一理、豈宜兩請。郭勛曰、「祖訓如是、古礼如是、茲議当矣。書曰、「人臣事君、当將順其美」。臣聰曰、「皇上有純孝心、礼定可為万世法、豈徒將順吾君之美而已」。」

⑭ 『世宗実録』卷九九 嘉靖八年三月辛丑「兵部尚書李承勛言、「朝廷有大政事、及缺文武大臣、必下廷臣會議。會舉、甚盛典也。今者議雖盈廷、罔稽衆論、主議者獨揖而揚言、與議者拱手而傾聽、殊非立法之意。臣愚、欲于未議前、備条所議事情、遍伝諸會議者、俾先隠其故、然後虚心商確、各尽所長。如議相合、不必強同、從其別者、庶足以閑諸臣之見、而所議者亦至公而無私矣。上曰、「然。朝廷用人行政、關係重大、勅下廷議、正期采取公是以衆衆思。今後与議大臣、務各秉忠、毋得朋比遷就、聯名署題、致誤大計、至于言官、亦宜論舉可否。」

⑮ 朱熹「中庸章句」序「天理之公、卒無以勝夫人欲之私矣。」

⑯ 「公」と「理」の關係については望月直人氏からご教示いただいた。

⑰ 夏言「桂洲奏議」卷九「會議莊肅皇后諡疏」吏部左侍郎霍韬曰、「諡者天下之公、非天子自行之。宜備陳以請。」

⑱ 夏言「桂洲奏議」卷九「會議莊肅皇后諡疏」這所議、你部裏以為不合、且霍韬所說、非天子所自行、此言尽矣。故着會議以尽公道、你每不加詳擬、動輒紛争是非。……茲遇皇嫂之喪、無有事嫂如事母之理、人道有此乎。非朕自尊、矧兩宮在上、而昭聖皇太后有母道、所任為尤、便再會官議擬、婦一來説。」

⑲ 『世宗実録』卷一七二 嘉靖十四年二月庚戌。

⑳ 『明倫大典』卷二 正徳十六年四月戊申。

㉑ 『大礼集議』卷四。

㉒ 張聰「論對録」卷二二 嘉靖九年十月二十四日「甚恐啓争端、須得二三臣以贊之。朕欲作論問夢・時・言、未知何如。言乃近言祀典耳。或仍卜告皇祖、得吉、便当力行。用預与脚計。」

㉓ 張聰「論對録」卷二二 嘉靖九年十月二十五日「聖諭欲卜吉皇祖、及欲得二三臣贊之、此誠謀及占筮及卿士之至意也。」

本稿では嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の顛末とその後世宗が執筆した『忌祭或問』を通じて、政策決定の正当性に関する世宗の思考を追った。そして、世宗が自らに呈される異議を防ぐため「詢謀僉同」を実行して自らの意向が「一己之私」によらず「公」であることを証明し、そうすることでその正当性を証明できると考えていたことを明らかにした。世宗の「詢謀僉同」の手段とは、廷議であり、関係官僚の会議であり、内閣など近臣への諮問であった。当然のことながら廷議にかけたり内閣に諮問したりするのは決して世宗独自の方策ではなく、以前から行われてきた政策決定の手段である。とすれば、世宗にとって、「詢謀僉同」を体現した明代の政策決定過程は、皇帝の政策決定とその手続きの正当性を演出する舞台装置だったのである。

経書に由来する「詢謀僉同」を実践するという世宗の思考は、確かに先行研究のいう「原理主義」に該当するかもしれない。しかし、本稿で明らかにしたところによれば、世宗の「詢謀僉同」は教条主義的に古典の理念を実行しようしていたというよりは、異議が呈される状況を防ぐためという現実的な要請に由来した。そして、「詢謀僉同」の実践で異議を防ぐというのは世宗の独善的な発想でなく、異議を言ってくる「小人」たちを黙らせるのに十分な論理であると世宗が感じていたから提唱していたのではない。内殿儀礼改定直後に行われた嘉靖七年正月の拜天儀礼廃止について、世宗は張璉に廃止の意向を事前に伝え、その際に「朕は自分では決められないから、こっそり卿に知らせる。手間をかけるが朕のためにまた楊少師とこっそり話し合ってくれ。不当であれば（廃止を）しないし、大丈夫なら（内閣の）四人連名で上奏してくれ」と命じ、その結果として内閣による上奏がなされた。内殿儀礼改定においては確かに宦官からの反対は受けながらも、朝廷では反対意見が呈されなかった。だからこそその直後の拜天儀礼廃止についても、世宗は独断によらず内閣への諮問という「詢謀僉同」の実践を行ったのではない。そうしてみると、世宗の「詢謀僉同」の提唱は単なる原理主義

者のお題目ではなく、当時の朝廷において広く存在した共通認識の一端であるともいえる。

もし皇帝を中心にして明代政治の現場を見るのであれば、あたかも「恣意」をふるう「専制君主」の翼賛機構として明代の政策決定の諸手段が存在していたかのようでもある。しかし一方で世宗はその裏にある「詢謀僉同」や「公」などの概念の枠にとらわれており、後世の「独裁」という評価から想起されるイメージとは裏腹に自らの独断という形式は忌避しようとしていた。さらに、臣下側も「詢謀僉同」や「公」の理念を提唱しており、これらの理念は臣下側の錦の御旗にもなりえた。そして当然、彼らの言動も世宗と同様の概念の枠による束縛を受けていた。中国近世における「専制」を理解するためには、君臣両者の活動を規定するこの概念の枠の由来とその全体像を明らかにする必要があるが、それは後日の課題としたい。

最後に蛇足ながら、内殿儀礼改定のその後の成り行きを紹介する。嘉靖六年年末の内殿儀礼改定の内容は、おそらく嘉靖七年一月十七日の英宗の忌辰から全面的に施行されるようになった^②。しかし、世宗は治世の後半から紫禁城の西隣にある西苑という庭園に引きこもり、紫禁城内にほとんど足を踏み入れなくなる。その後、内殿儀礼が行われていたか否かは判然としない^③。ただ、時代はくだって明の滅亡直前、毅宗（在位一六二七～一六四四）は世宗が廃止したはずの毎朝の拜天儀礼を実行していたが、内殿については朔望のみ参拝していたという^④。嘉靖六年年末の内殿儀礼改定は、一応は明の滅亡に至るまで遵守されていたようである。

① 張璠『諭對錄』卷四 嘉靖七年正月十五日「朕不敢自決、密告卿。

勞卿為朕、再共揚少師密議、否則已之、可則與四臣共疏言之。」

② 『世宗實錄』卷八四 嘉靖七年正月庚寅「先是、奉先殿祭礼、每遇

一廟忌辰、九廟共用牛一・豕五・羊七、于各神位前致祭、仍各薦酒果

之属。至是、用大学士楊一清言、遇忌辰止于所当忌神位前行礼。祠官

以牲数請。上命用牛・羊・豕各一。」なお、この時の牲の数は嘉靖十

四年四月の内殿の祭祀後に夏言に賜わった牲の数と一致しており（夏言『桂洲文集』卷二七「謝賜祭内殿牲品疏」、以後の常例となつたようである。

③ 嘉靖三十二年（一五五三）に世宗の息子二人（裕王（のちの穆宗）

と景王）に太廟・奉先殿の儀礼を代行させるかの議論が持ち上がった

際、内閣首輔嚴嵩が「臣嵩思得、嘉靖二十八年十二月二十四日、奉有

聖旨、「内殿原無勲戚之代、朕今止之、遵祖宗旧法、但三王或可代行。此係先朝之例、我皇考比代孝宗多久。茲追時、或只照例設祭、一三子須習之後此欽行」。臣等謹得、茲者二王殿下礼已久習、奉先之祭宜如聖諭遣代、其太廟合無一体遣代。」(嚴嵩「嘉靖奏對錄」卷七「請遣二王代祀」)と上奏しているが、これが本稿で扱ったルーティーンワ

参考文献(五十音順)

- 新田元規「君主繼承の礼学的説明」(『中国哲学研究』二三、二〇〇八)
新宮学「明末清初期の諸史料にみえる燕王府と西苑所在説の再検討」
〔『北京遷都の研究』汲古書院、二〇〇四〕
于平・王柏中「明朝内廟祭祀制度探討」(『吉林大学社会科学学报』二〇〇四—一)
王其渠「明代内閣制度史」(中華書局、一九八九)
王劍「明代密疏研究」(『中国社会科学校出版社、二〇〇五』)
王劍「密疏政治与嘉靖朝内閣軋轢之新探」(『吉林大学社会科学学报』四八一五、二〇〇九)
王興亜「明代行政管理制度」(『中州古籍出版社、一九九九』)
大石隆夫「明代嘉靖初年の密揭政治について」(『人文論究』五一—二、二〇〇一)
大石隆夫「明代嘉靖朝の西苑再建」(『人文論究』五三—三、二〇〇三)
大石隆夫「明代の政策決定過程の変容——文華殿を中心に——」(『関西学院史学』三二、二〇〇五)
大野英二郎「停滞の帝國——近代西洋における中国像の変遷」(『国書刊行会』二〇一一)
岸本美緒「皇帝と官僚・紳士——明から清へ」(『網野善彦・樺山紘一・宮田登・安丸良夫・山本幸司編』『岩波講座天皇と王権を考える第二

クとしての内殿儀礼を含むのかどうかわからない。なお、『世宗実録』卷三九四 嘉靖三十二年二月戊辰の嚴嵩の上奏の末尾は「奉先・太廟之祭、宜如聖諭、一体遣代」となっている。

④ 王世徳「崇禎遺録」(『上海農起、礼神於乾清宮丹陛、朔望詣文華殿謁至聖先師、及奉先殿行礼。』)

卷統治と権力」岩波書店、二〇〇二)

- 胡吉勛「大札議、与明廷人事変局」(『社会科学文献出版社、二〇〇七』)
小島毅「嘉靖の礼制改革について」(『東洋文化研究所紀要』一一七、一九九二)
阪倉篤秀「明王朝中央統治機構の研究」(『汲古書院、二〇〇〇』)
城地孝「長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容——」(『京都大学術出版会、二〇一二』)
城井隆志「嘉靖初年の翰林院改革について」(『九州大学東洋史論集』一四、一九八五)
秦博「試論嘉靖朝、銀印密疏的使用」(『故宫学刊』二〇一三—二)
曹國慶「明代的廷議制度」(『江西社会科学・史学論文專輯』一九八九)
谷井陽子「書評 城地孝著『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容——』」(『史林』九七—三、二〇一四)
趙克生「明朝嘉靖時期國家祭祀改制」(『社会科学文献出版社、二〇〇六』)
張治安「明代政治制度研究」(『聯系出版、一九九二』)
張璉「天地分合・明代嘉靖朝郊祀礼議論之考察」(『漢学研究』三三—二、二〇〇五)
田淵「嘉靖革新研究」(『中国社会科学校出版社、二〇〇一』)
夫馬進「明清中国による対朝鮮外交の鏡としての対ベトナム外交——冊封問題と「問罪の師」を中心に——」(『朝鮮燕行使と朝鮮通信使』)

名古屋大学出版会、二〇一五）

山本隆義『中国政治制度の研究』（同朋舎、一九六八）

尤淑君『名分礼秩与皇權重塑…大礼議与嘉靖政治文化』（国立政治大学

歴史系、二〇〇六）

楊新成『明代奉慈殿興廢考——内閣制度の起源と発展』（故宮博物院院

刊）一五五、二〇一一）

林乾『論中国古代廷議制度对君權的制約』（社会科学戰線）一九九二—

四）

（京都大学大学院文学研究科博士後期課程）

The Revision of Rituals in the Inner Palaces at the End of
Jiajing 6 (1527): The Despot and the Legitimacy of
Political Decisions in Ming China

by

IWAMOTO Marie

It is said that political system of early-modern China was characterized by despotism. The despotism of China has been discussed by many scholars since the time of the Enlightenment thinkers in the 18th century, but what the emperors who stood at the top of the despotic system in early-modern China thought when they conducted political affairs has not been revealed. Until the political thought of the emperors in the period is clarified, we cannot gain a complete picture of the despotism of early-modern China. Based on this point of view, this paper focuses on the thoughts about the legitimacy of political decisions by Ming Shizong (Emperor Jiajing), who was a model despot in early-modern China. The key to solving the problem is the concept of *xunmou qiantong* 詢謀僉同 (the emperor consults and all consultants concur), which appears in the *Shujing*, because this phrase was taken as a symbol of the legitimacy of political decisions in the Ming court. Shizong himself advocated this idea several times. To clarify Shizong's thought about the legitimacy of political decisions, this paper reveals his logic of *xunmou qiantong* by analyzing the revision of rituals in the Neidian 內殿 (Inner Palaces) at the end of the year Jiajing 6 (1527) and the *Jiji huowen* 忌祭或問, a book which was written by Shizong immediately after the revision.

According to the laws of the Ming Dynasty, which had been established by the first Ming emperor Taizu, emperors had to conduct rituals in the Inner Palaces every day. But at the end of Jiajing 6, Shizong, feeling that conducting such daily rituals to be burdensome, consulted with senior officials of the Great Secretariat upon whom he relied in order to reduce his burden. Following the proposal of the senior officials of the Great Secretariat, Shizong decided to revise the rituals. However, he wanted to place this matter for deliberation at a meeting among the officials concerned because

he was afraid of the protest from his subjects. The senior officials of the Great Secretariat did not agree to the meeting because they were also afraid of a protest directed at them, so they recommended that Shizong revise the rituals immediately on his own discretion. Thereafter, Shizong and the senior officials of the Great Secretariat reached a compromise, and Shizong finally conducted the revision in the form of accepting the proposal of revision offered by the Great Secretariat.

However, immediately after the revision, eunuchs lodged a protest to Shizong over the revision. Shizong then wrote the *Jiji huowen* to argue the legitimacy of the procedures of the revision by advocating the concept of *xunmou qiantong*. From the process of the revision of rituals in the Inner Palaces and the content of the *Jiji huowen*, we can understand that Shizong was afraid of protests against him. He thought that unless the protests were eliminated, the problem would not be perfectly resolved. Practicing *xunmou qiantong* would prove that the emperor's will was public公, not private私, thus he could avoid the protests. Shizong's means of implementing *xunmou qiantong* was just the ordinary decision-making process of the Ming court—holding court counsels 廷議, having meeting among the officials concerned, and consulting the Great Secretariat confidentially. In Shizong's way of thinking, he could prove the legitimacy of his will by consulting with his subjects and getting their agreement.

Based on this paper's analysis, we see that Shizong regarded the ordinary decision-making process of Ming as embodying *xunmou qiantong* and as the stage setting proving the legitimacy of his decisions and will. It appears that the ordinary decision-making process of the Ming was just a device propping up the despot. But at the same time, Shizong's thinking was bound by certain ideas such as *xunmou qiantong* and "the public". Needless to say, his subjects were also bound by these ideas. Clarifying the common frame of ideas binding the actions of the emperor and his subjects is important for further understanding of the political system in early-modern China.